

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書

平成 22 年 7 月

知事指定確認検査機関
沖縄建築確認検査センター(株)

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施された建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

2. 現状の分析等（運用改善前）

(1) 審査に要する所要期間

適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析

(平成 22 年 4 月～5 月)

	確認申請から確認済証交付（平均）					
	確認審査		適判審査		計	
	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数
適判物件	37	13	32	17	69	30
非適判物件 (1～3号)	24	10	—	—	24	10
非適判物件 (4号)	13	7	—	—	13	7

(2) 審査に要している所要期間の分析

○建築確認の厳格化により、審査にも時間を要し混乱を招いたこともあったが、再発防止の観点から、審査側および申請側による水準向上の努力がなされ、直近の 2 カ月間の平均所要日数状況は改善傾向にある。

○規模別分析

ア) 適判物件

- ・ 所要期間が 30 日以内のもの
 - ① 申請内容に不備事項が少なく、また比較的整形な構造設計で、審査・補正とも速やかに行われている。
- ・ 所要期間が 70 日をこえるもの
 - ① 高度な構造計算方法、規模が大きい等の理由により、補正・追加説明書

等の対応に時間を要している。

② 申請者の都合（建設計画等）により保留期間が発生した。

イ) 非適判物件

- ・ 所要期間が 20 日以内のもの
 - ①申請内容に不備事項が少なく、審査・補正とも速やかに行われている。
- ・ 所要期間が 35 日を超えるもの
 - ① 確認審査中に特定行政庁等の許認可事項となり時間を要している。
 - ② 設計者の補正・追加説明書の対応に時間を要している。
 - ③ 申請者の都合（建設計画等）により保留期間が発生した。

ウ) 4号建築物

- ・ 所要期間が 7 日以内のもの
 - ① 申請内容に不備事項が少なく、審査・補正とも速やかに行われている。
- ・ 所要期間が 7 日を超えるもの
 - ① 確認審査中に特定行政庁等の許認可事項となり時間を要している。
 - ② 設計者の補正・追加説明書の対応に時間を要している。

(3) 確認審査の流れ

- ・別紙 1 のとおり

(4) 確認審査担当者配置

事務所	担当者	担当者数
那覇事務所 Tel 098 - 835 - 4700 沖縄県那覇市樋川 1 - 11 - 3	確認検査員	6 人
	審査員（意匠・設備）	7 人
	審査員（構造）	2 人
中部事務所 Tel 098 - 929 - 3600 沖縄県沖縄市登川 2 - 1 - 15	確認検査員	6 人
	審査員（意匠・設備）	7 人
	審査員（構造）	2 人

3. 建築確認審査の迅速化のための取り組み

(1) 確認申請引受時の審査体制

- ・ 受付窓口に建築士の資格を持つ技術者を配備し、書面審査、特定行政庁等の許認可および市町村等への協議事項等の有無等を確認する。
- ・ 申請地調査内容等において、十分なヒアリング審査を行うこととする。

(2) 確認審査体制

- ・ 受付審査、意匠・設備審査、構造審査にそれぞれの専門担当者を配備し、相互間の審査状況を把握しながら並行して各審査を行うこととする

- ・ 建築基準適合範囲内の補正期限は概ね 2 週間以内とし、速やかに審査を進めることとする。
- ・ 各担当者は、講習会および会議等への積極的に参加し、技術の向上を図る。また、意匠・設備・構造の担当者相互間においても情報の共有化を図ることとする。

(3) 構造計算適合性判定および消防関連の並行審査等の具体的方法の策定

- ・ 構造計算適合性判定が必要な物件について、意匠審査後、構造設計に影響を与える問題が無いことを概ね確認したうえで、判定機関による並行審査を行うこととし、適判機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・ 消防同意物件については、消防側との事前協議を行うことを要請するとともに、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

(4) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換会

- ・ 特定行政庁等連絡会議に参加し、法文上の解釈や手続き上の取扱いについて、県内特定行政庁等で統一を図っていく。

(5) その他確認審査手続きの迅速化のための取り組み

- ・ 事前相談 一事前に予約を行ったうえで、法文解釈および取扱い、その他確認申請のスケジュール等の相談・協議を受ける。
- ・ 関連法令の許可等 一関連法令の許可等は、確認申請引受け前に許可申請をしていることを引受け要件とし、建築確認が保留することなく許可等が進むことを条件とする。
- ・ 所要日数調査 一定期的に審査・補正期間を分析し、停滞がある場合はその原因解明と対策の検討を行う。

4. 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 物件ごとの進捗状況管理

- ・ 担当確認検査員により徹底した進捗状況管理を行い、そのほか定期的に所内全体で進捗状況の確認と対処法等を検討する。

(2) 審査員への指導等の取り組み

- ・ 定期的な会議および研修を行い、そのほか必要に応じて個別で内部協議を行う。

(3) ご意見窓口等の整備

- ・ 業務に関し意見を受け付ける窓口を各事務所およびホームページ上に設置し、苦情・要望等の意見を把握・対応を行う。

(4) 審査基準の一律化に向けての取り組み

- ・ 日本建築行政連絡会議等により、確認審査に当たっての運用の明確化を図り情報の共

有化を図る。

- ・ 確認審査マニュアルにより、確認審査にあたっての審査方法の明確化を図る。

(5) その他、確認審査手続きの迅速化のための取り組み

- ・ 設計者と建築基準関連法令等の勉強会を実施するとともに意見交換の場を設けることとする。
- ・ 建築関係団体を通じて、確認審査の迅速化のための意見交換会および協力依頼をおこなうこととする。

建築主・設計者	沖縄建築確認検査センター	消防	構造計算適合性判定機関 (適判)
<p>●事前調査等 ※申請後の変更がないよう、事前の十分な調査と協議をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートに基づき書類等作成 ・市町村等で事前調査等を行い、「現地調査票」「調整事項に関する届け出」を作成 ・消防と事前協議 	<p>←</p> <p>→</p> <p>事前協議</p>		
<p>●確認申請書の提出 ※申請書及び添付書類については、「確認申請時における書類・図面等の添付位置について」をご参照ください。 ※「沖縄県建築確認申請等運用要綱」を充分ご確認ください。</p> <p>●手数料等のお振込 ※御請求書に振込み内容が確認できる書面を添付の上、FAX 等にてご返信願います。</p>	<p>●確認申請受理(引受証交付) ※書類の不備等により受付できない場合がございます。</p> <p>●審査開始 ①現場調査 ※実施する場合は交通費等有敷地状況・道路状況の確認</p> <p>②本審査(担当者及び確認検査員) ※意匠設備審査と構造審査を審査指針(チェックリスト)に基づき、各専任の担当者による審査を行います。</p>		
<p>●回答(期限付き)</p>	<p>●審査結果のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項がある場合 ①「補正通知」にて補正等を通知いたします。期限内に回答願います。業務期限は保留されません。 ②期限内に回答できない場合 申請者宛てに「法定通知」を交付し、期間を延長します。業務期限は保留となり、回答後、再開いたします。 		
	<p>●適判による並行審査を行う場合 ①「並行審査における確認事項」等に基づき構造審査 ②意匠設備審査 ※上記審査後、適判による並行審査が可能な場合は、並行審査を行います。</p> <p>※内容により並行審査ができない場合は、通常審査を行います。</p> <p>●消防同意 並行審査時または通常審査終了後</p>	<p>→ 並行審査</p> <p>→ 消防審査</p>	
	<p>●消防及び適判判定 同意後かつ適判適合通知の受理</p>	<p>← 適合性判定</p> <p>← 消防同意</p>	
	<p>●確認処理 「確認済証」交付</p>		